

別記第1号様式（第5条関係）

宇治田原町長 様

年 月 日

宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付申請書

宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒		
メールアドレス		電話番号	

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
補助金の種類		就業		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、宇治田原町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・一般の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 宇治田原町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である。

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、補助金の交付対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

※通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※ 東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の交付対象となりません。

6 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度/行くことはない/その他（ ）

7 添付書類

- ①住民票の写し（世帯申請にあつては、申請者を含む世帯全員分）
- ②移住元の住民票の除票の写し（世帯申請にあつては、申請者を含む世帯全員分）
- ③写真付き身分証明書
- ④【移住先就業・テレワークの場合】就業先企業等の就業証明書（別紙3）
※また、必要に応じて、他の資料を求めることがあります。
- ⑤【移住先起業の場合】京都府が実施する起業支援金の交付決定通知書の写し
- ⑥その他町長が必要と認める書類

管理コード（京都府及び宇治田原町使用欄）	
----------------------	--

別紙 1

宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 京都府移住支援事業に関する報告及び立入調査について、京都府及び宇治田原町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から3年未満に宇治田原町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 補助金の申請日から3年以上5年未満に宇治田原町以外の市区町村に転出した場合：半額

宇治田原町移住定住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

京都府及び宇治田原町は、移住定住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他法令の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、京都府及び宇治田原町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

宇治田原町長 様

所 在 地
事業者名
代表者名
電話番号
担 当 者

印

就業証明書（補助金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名		
勤務者住所		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
就業開始年月日		※テレワーク移住の 場合は記入不要
応募受付年月日		
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない	
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない	
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない	※就業・一般の場 合のみ記入
※プロフェッショナル 人材事業等を利用 する場合のみ記入	目的達成後に離職することが前提ではない	
	☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業	

宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、京都府及び宇治田原町の求めに応じて、京都府及び宇治田原町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。